

第47回南極条約協議国会議（ATCM47）概要

期間・場所等

【ATCM47】

2025年6月24日（火）～7月3日（木）、ミラノ（イタリア）

【CEP27】：6月23日（月）～27日（金）

※ CEP（環境保護に関する南極条約委員会）Committee for Environmental Protection。環境保護に関する南極条約議定書の規定及び実施に関するATCMへの助言を行う。

概要（環境省関連）

●観光及び附属書VI関連

<南極観光枠組みの構築>

- ・ 近年活発になっている観光活動について、南極を訪れる観光客数の増加、観光活動の多様化等に対応するためにどのような規制・管理が必要かを中心に議論された。
- ・ 今後は、会期間にコンタクト・グループを設け、論点ごとに具体的な提案をまとめ、ATCM48に報告することで一致した。

<環境上の緊急事態における責任>

- ・ 全ての協議国が、議定書附属書VI及びその他未発効の措置について、締結状況及び未締結の場合の検討状況を報告した。
- ・ 複数の協議国から、未締結国の早期締結及び附属書VIの早期発効に対する期待が表明された。
- ・ 附属書VI発効に向けた進捗状況を毎年評価し、早期発効のための検討・協力を継続するとともに、2030年までに、責任に関する交渉再開の時間枠を設定する決定が採択された。 ※2022年決定2からの更新。2005年より約5年毎に、ほぼ同内容の決定が採択されている。

●ATCM48日本開催

- ・ 我が国から、2026年5月に広島市で開催予定のATCM48/CEP28及び関連ワークショップの準備状況を発信した。

●環境関連（環境保護委員会(CEP)における議論）

- ・ 南極特別保護地区、コウテイペンギンの保護、気候変動の南極地域への影響等について、議論された。
- ・ 海洋プラスチックについて、南極条約地域での汚染を防止・削減する対策をとる内容の決議が採択された。